

●香川県告示第296号

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条第1項の規定により、平成31年1月1日に免許した区画漁業権の変更について、令和2年10月1日次のとおり免許した。

令和2年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許番号 区第603号（あかがい）

免許年月日 令和2年10月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ

〃 C 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ50メートルのところ

〃 D 岡山県釜島南端

〃 E 岡山県釜島高頂

点 イ AからE見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ BからE見通し線上Bから20メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから20メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから70メートルのところ

〃 ホ BからE見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ヘ AからE見通し線上Aから70メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの6直線に囲まれた区域

変更後

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからC見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域